

大阪広域水道企業団訓令第2号

部内一般

大阪広域水道企業団事務決裁規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月3日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（部に置く課の課長等の専決事項） 第6条（略） （1）—（21）（略） <u>（22）大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号。以下「会計規程」という。）第105条に規定する一括契約に関すること。</u> <u>（23）（略）</u> （課長の専決事項） 第7条（略） 2（略） 3（略） （1）—（4）（略） （5）<u>会計規程第2条第10号に規定する投資（基金を除く。）及び物品の統括監理に関すること。</u> （6）・（7）（略） 4—8（略）	（部に置く課の課長等の専決事項） 第6条（略） （1）—（21）（略） <u>（22）（略）</u> （課長の専決事項） 第7条（略） 2（略） 3（略） （1）—（4）（略） （5）<u>大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）第2条第10号に規定する投資（基金を除く。）及び物品の統括監理に関すること。</u> （6）・（7）（略） 4—8（略）

附 則

この訓令は、平成26年7月3日から施行する。